

防府市上下水道事業経営健全化推進委員会設置要綱

平成23年7月27日制定

(目的)

第1条 社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、水道事業及び下水道事業の経営の健全化の推進を図るため、防府市上下水道事業経営健全化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 中期、長期における事業計画及び財政計画に関すること
- (2) 基幹施設の建設又は改良に関すること
- (3) 安全対策及び危機管理対策に関すること
- (4) 経営の効率化及び合理化に関すること
- (5) その他経営健全化の推進に係る重要事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、上下水道事業管理者をもって充てる。
- 3 副委員長は、局次長をもって充てる。
- 4 委員は、課長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議長は委員長をもって充てる。

- 2 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第6条 委員会は、専門の事項を調査審議するため、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 専門部会は、部会長及び部会の委員をもって組織する。
- 3 部会長及び部会の委員は、委員長が指名する者をもって充てる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は平成23年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。